

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第51号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

社会福祉奨学基金条例について、寄付の受納に伴い、次のとおり基金の金額を引き上げます。

基金名	改正前	改正後
山下奨学基金	30,000,000円	31,000,000円

上記の改正は平成28年3月30日から施行することとしました。

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第51号

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を次のように改正する。

別表金額の欄中「30,000,000」を「31,000,000」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)